平成２９年度　運動部活動地域スポーツ指導者派遣事業実施要項

１．趣旨

運動部を有する中・高等学校、特別支援学校で、専門的な技術指導力を備えた適切な指導を必要とする学校に地域からの指導者（以下、「地域指導者」という）を派遣することで、運動部活動の活性化及び競技力向上、地域社会との連携を図る。

２．区分とその目的、種目、対象

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 目的 | 種　　　目 | 対象の学校 |
| Ａ | 専門的知識や技術指導についての顧問のサポート | 顧問教員が競技経験や指導経験がなく、専門的指導を必要とする種目 | 市町村立学校県立学校 |
| Ｂ | 選手強化 | 顧問教員が専門的な指導を行うことができる者であっても、全国大会や中国大会で活躍できる競技力を維持向上させるために、専門的な指導を必要とする種目【過去３年間（H26～28）全国・中国大会に出場した部活動】 | 市町村立学校県立学校私立学校 |

３．地域スポーツ指導者の条件

（１）諸学校の常勤教員以外の者。

**※公務員については、各所属長へ営利企業等従事許可申請等の手続きをすること。**

（２）対象学校の運動部活動地域指導者としての適正を有する者。

**※１年間継続可能で教育活動を行うに相応しい適任者であること。**

４．地域スポーツ指導者の業務

運動部の指導において、顧問教員が行う指導に協力し、生徒に対して実技指導を行う。

５．派遣期間、指導時間、派遣回数、人数

（１）派遣期間：平成２９年４月２８日（金）から平成３０年２月２８日（水）まで。

（２）派遣時間：１回の指導時間は、２時間程度を基本とする。

（１日４時間程度の指導は指導回数２回、６時間程度は指導回数３回とカウント）

（３）派遣回数：A 区分は年間３０回～８０回、B区分は年間３０～６０回とする。

（４）派遣人数：ひとつの部活動に派遣可能な指導者は、原則として１名とする（男女別）。

（５）そ の 他：指導者の適否、**派遣回数及び派遣人数は、採用選定委員会において**決定する。

６．指導者の経費等

（１）謝金　１回[２時間程度]あたり　＠２，０００円

（２）保険　保健体育課で一括スポーツ安全保険に加入

・補償内容　1,500円/通院１日、4,000円/入院１日（入院及び実通院１日目から支払）

・補償期間　平成29年4月28日（金）から平成30年3月31日まで

７．提出書類の種類、作成時期及び提出先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 区分 | 提出先 |
| 申請時：事業希望調書（様式１）添書（様式２）着手時：年間指導計画書（様式３）終了時：実績報告書【前期】【後期】（様式４）終了時：年間活動報告書（様式５） | 県立学校私立学校 | 保健体育課 |
| 市町村立学校 | 市町村教育委員会↓各教育事務所↓保健体育課 |
| 着手時：指導者プロフィール報告書（様式６）変更時：変更・中止届（様式７） | 全ての学校 | 保健体育課 |
| 支払時：口座振込依頼書（様式８）支払時：個人番号本人確認書類（様式９） | 県立学校 | 県立学校 |
| 市町村立学校私立学校 | 保健体育課 |

※　口座振込依頼書及び個人番号本人確認書類は、新規に委嘱する場合のみ

８．謝金の支払方法

　（１）市町村立学校、私立学校

①　保健体育課は、各学校から提出された実績報告書に基づき、各地域スポーツ指導者に対して、直接謝金を支払う。

②　支払時期は、前期は１１月、後期は３月とする。

（２）県立学校

①　保健体育課は、各学校から提出された事業計画書に基づき、各学校に対して、年間支給予定額を一括令達する。（６月）

②　各学校は、実績に基づき、適宜、地域指導者に対して謝金を支払う。

９．その他

（１）地域指導者は、スポーツ保険に加入するので、傷害が発生した場合には速やかに県教育庁保健体育課に連絡すること。

（２）事業の実施にあたっては、学校と地域指導者との間で、協議の場の設定や、教職員や生徒（部員）への周知を行うなど、地域指導者と学校との連携を図ること。

　（３）顧問及び地域指導者を対象とした研修会に参加すること。

（４）初任者の地域指導者については、採用後速やかに学校において研修を行うこと。

研修資料として「運動部活動での指導のガイドライン」等を活用すること。

　（５）事業を変更又は中止する必要が生じた場合は、速やかに保健体育課へ報告することとし、協議の後、運動部活動地域指導者派遣事業（変更・中止）届（様式７）を提出すること。

平成２９年度スケジュール予定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月 | 日 | 事項 |
| 3月 | 13日 | ・要項送付、事業希望調査開始（各教育委員会、各教育事務所、各学校） |
| 4月 | 4月中12日17日21日27日28日 | ※事業希望調書は、学校ごとにとりまとめ、添書（様式２）を添えて提出のこと。・事業希望調書（様式１）の提出（**市町村立中学校→**市町村教育委員会）・事業希望調書（様式１）の提出締切（**市町村教育委員会→各教育事務所**）・事業希望調書（様式１）の保健体育課への提出締切・採用選定委員会（１回目）→区分・対象者の決定　①決定通知及び不採用通知（メールFax等で希望校へ連絡）②スポーツ安全保険加入手続き（保健体育課）・採用選定委員会（２回目）→回数決定・事業開始（スポーツ安全保険加入手続き完了） |
| 5月 | 8日 | ・委嘱状等関係書類発送 |
| 6月 | 9日6月中 | ・年間指導計画書（様式５）及び指導者プロフィール（様式６）提出締切・県立学校へ年間の謝金を令達・口座振込依頼書（様式８）及び個人番号本人確認書類（様式９）提出 |
| 10月 | 13日 | ・前期実績報告書（様式４）提出締切  |
| 11月 |  | ・市町村立学校、私立学校の地域指導者へ前期謝金支給 |
| 2月 | 28日 | ・事業終了 |
| 3月 | 9日 | ・後期実績報告書（様式４）提出締切・市町村立学校、私立学校の地域指導者へ後期謝金支給 |

　※　年間を通じて、事業を中止する必要が生じた場合は、速やかに保健体育課へ報告し、変更・中止届（様式７）を提出すること。